

よくあるお問い合わせ

Q. 昨年度に比べて国保税が高くなったのはなぜですか？

A. 13ページに記載したとおり税率の改正によって、1人あたり平均して年間約2万9千円程度の引き上げになっています。その他、主に以下の理由が考えられます。

- ①昨年、土地を売った、生命保険の満期返戻金を受け取ったなどで所得が増えた。
- ②世帯における国保の加入者が増えた。
- ③課税限度額に該当している。
- ④所得の申告をしていないため減額されていない。

Q. 私の世帯は全員会社等の健康保険に加入していますが、納税通知書が届きました。

A. 国保を脱退する手続きがお済みでないと考えられます。役場税務住民課または総合支所住民課で脱退の手続きをお願いします。
 なお、5月以降に国保を脱退された人は加入月数で計算しています。
 ※毎月末に資格がある保険で保険税（保険料）は計算されています。

Q. 医療分、支援分、介護分の三つに分かれているのはなぜですか？

A. 国保税の中の医療分は国保加入者の医療給付費等に、支援分は後期高齢者医療保険加入者の医療給付費等に、介護分は介護保険認定者の介護利用料等に使われています。
 他の社会保険等も同様に社会全体で医療や介護を支える仕組みとなっているため、加入されている保険からそれぞれを負担していることをご理解いただき、ご協力をお願いします。

Q. 先月、会社を退職したので収入がなく納付が困難です。

A. 会社の都合などにより離職され、雇用保険を受給される人は、申請により国保税が軽減される場合があります。詳しくはお問い合わせください。
 納付が困難な場合は、お早めに役場本庁税務住民課までご相談ください。

Q. 今年度40歳になります。介護保険分はいつから計算されますか？

A. 誕生日の前日が属する月から月割りで介護保険分が加算されるため、誕生月の翌月に税額の変更通知書を送付します。

Q. 今年度65歳になります。国保税と介護保険料のどちらも納付するのですか？

A. 国保税は、当初から65歳になる月の前月までを月割で計算しています。65歳になる月からは介護保険料を別に納付していただくことになります。

Q. 今年度75歳になります。国保税と後期高齢者医療保険料のどちらも納付するのですか？

A. 国保税は、当初から75歳になる月の前月までを月割で計算しています。75歳になる月からは後期高齢者医療保険料を納付していただくことになります。

Q. 同じ月内に納期限のある納付書が2枚あります。なぜですか？

A. 国保税の各納期限は月末ですが、月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。
 そのため、同じ月内に納期限が2回ある場合があります。

【国保税の納付】

国保税の納付が年6回から8回に変わります!! 1年分（4月から翌年3月分）を年8回で納めていただきます。

※国保加入者が全員65歳以上で、一定の条件を満たした場合は、年金からの天引き（特別徴収：年6回）になります。該当者へは7月の通知でお知らせします。

※納期限など16ページをご確認ください。

モデル世帯

次のモデル世帯は、平成28年度の国保税改正、課税限度額および保険税軽減範囲の変更をふまえ、平成27年度と平成28年度の国保税の比較です。（前年度と平成28年度の所得は変わらないものとして試算しています。）

ご不明な点がございましたら、役場本庁税務住民課または総合支所住民課までご連絡ください。

モデル世帯① 年間保険料税額 17,100 円増

夫（70歳）無職	年金収入	200万円
	（所得	80万円）
妻（70歳）無職	年金収入	100万円
	（所得	0円）
固定資産税額		6万円

医療分 支援分 介護分 年税額	→	平成27年度 7万7,200円 2万1,100円 課税なし 9万8,300円	→	平成28年度 8万8,000円 2万7,400円 課税なし 11万5,400円	→	増減額 1万 800円 6,300円 ±0円 1万7,100円

モデル世帯② 年間保険料税額 43,000 円増

親（40歳）	給与収入	155万円
	（所得	90万円）
子ども1（1歳）		収入なし
子ども2（3歳）		収入なし
固定資産税額		なし

医療分 支援分 介護分 年税額	→	平成27年度 7万 200円 2万1,900円 1万1,900円 10万4,000円	→	平成28年度 9万1,000円 3万2,400円 2万3,600円 14万7,000円	→	増減額 2万 800円 1万 500円 1万1,700円 4万3,000円

モデル世帯③ 年間保険料税額 197,600 円増

夫（55歳）個人事業主・事業所得	550万円
妻（55歳）事業手伝い・専従者控除収入	60万円
	（所得 0円）
固定資産税額	10万円

医療分 支援分 介護分 年税額	→	平成27年度 39万9,000円 12万6,800円 8万4,200円 61万 0円	→	平成28年度 47万4,900円 17万2,700円 16万 0円 80万7,600円	→	増減額 7万5,900円 4万5,900円 7万5,800円 19万7,600円

課税限度額が変わります

被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、平成28年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。保険者に課税する金額の上限（課税限度）額を下記のとおり引き上げます。

	改正前	改正後	増減
医療分	52万円	54万円	2万円（増）
支援分	17万円	19万円	2万円（増）
介護分	16万円	16万円	—
計	85万円	89万円	4万円（増）

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国民保険係 ☎0968・86・5723